

生かしてます あなたの税

木造戸建て住宅の 無料簡易耐震診断を実施しています

近年、全国各地で地震が頻繁に発生しています。今後、首都圏においてマグニチュード7程度の地震発生確率は、10年以内で30パーセントと予想されています。そのため、地震による被害を最小限にとどめるため、住宅の耐震性確保が重要となります。その前に、自分の家にどの程度の耐震性があるかを知ることが大切です。

そこで、市では平成17年から**木造戸建て住宅（2階建てまで）**の簡易耐震診断を無料で実施しています。希望される方は、建築確認通知書または建物の平面図（柱および壁の位置などが分かるもの）を持参の上、お申し込みください。特に昭和56年以前に建築された方にお勧めします。

なお、結果については、診断に時間を要するため 後日 計算します

あくまで簡易な診断ですので、詳細な診断を希望される方は、建築士等の専門家に診ていただくようになりますが、簡易診断でもどの程度の耐震性があるか目安にはなります。併せて、出前講座「我が家家の耐震診断をしてみませんか?」がありますので、皆さんお誘いの上、お申し込みください。



間建築課內468、469

②授業料や教材費用、そのほかの関
られる契約など)

学習塾との契約解除には「クーリング・オフ」と「中途解約」があり、法律（特定商取引法）でその「ルール」が決められています。ただし次の契約はこの「ルール」の対象になりません。

【事例1】(40代女性)
高校生の子どもが通う学習塾と5
カ月前に1年間の契約をしたが、解
約して、前払いした授業料などを返
金してほしいが、塾からは「返金は
できない」と言われた。

【事例2】(60代男性)
「浪人生のための学力に応じた指導」との説明を受けて、大学受験の学習塾と8カ月間の契約をした。通つてみると授業内容が説明とは違い、1カ月で意欲を無くしてしまったので解約して返金してもらいたい。

セントレーでは、子育て中のお子さんは預かるお手伝いができる方を募集中です。

お子さんを預かった会員さんからは、「自分の子どもとは違った触れ合いで、責任を感じながらも樂しく過ごせました」との感想もいただきました。

提供会員に登録して、有意義な時間を過ごしてみませんか。

依頼会員：お子さんを預かつてほしい方
提供会員：お子さんを預かってくださる方
両方会員：依頼・提供会員の両方の登録をした方

●講習会
お子さんを預かるための心構え等をお話します。

日	時	場	所
12月19日(金)午後1時30分～3時30分	八條公民館	会議室	
*提供会員または両方会員を希望される方は、入会説明会や講習会に参加してください。	*入会説明はファミリー・サポート・センター内でも随時開催しますのでお問い合わせください。	*講習会に参加する際、おおむね生後1歳から就学前までの子さんをお預かりします。(要事前予約、先着順6人)	*開催日の3日前までに、ファミリーサポート・センターへ申し込み

Q. 預かっているお子さんが、けがをした場合の補償は?

A. お子さんを預かっている間に、けがをした場合のために、保険に入していますので安心です。

その他、ご不明な点がありましら、ファミリー・サポート・センタへお問い合わせください。

圓八潮市ファミリー・サポート・センター
事務局（だいばら児童館内） ☎ 997-4321
開設時間：午前9時～午後5時
休業日：水・日曜日、祝日、年始

・生涯学習・まち フアリーラー・チャ

Q&A

Q. 会員になる場合、登録費はかかりますか。

教育委員会

は少し緊張気味で声が小さかつた
ですが、慣れてくるにつれ、登場する中学生に「おはようございま
と元気な声をかけていました。ま
する中学生は、少し照れくさそ
しながらも元気な小学生にあいこ

A graphic of a book cover. The top half is white with a black border. Inside, the word "BOOKS" is written in a bold, sans-serif font. Below this, the title "図書館だより" is written in large, bold, black, vertical characters. The bottom half of the book cover is black with white text. On the left side, it says "八幡 995-6215". On the right side, it says "1條 004-5500".

超えないもの※5万円を超えていても、契約期間が2カ月以内のものは対象になりません。

③浪人生だけを対象としたコース

まずはクーリング・オフができるかを検討します。クーリング・オフは、法律で決められた書面を受け取った日から数えて8日以内に行なえれば、よいので、契約した後に何も書面を受け取っていないければクーリング・オフが可能です。クーリング・オフとは「契約を解除して返金してほしい」という内容の書面を学習塾に送れば成立しますが、後々のトラブルを避けるためにも内容証明郵便や配達記録などの方法で郵送してください。

【事例1】ではクーリング・オフ手続きを過ぎ、契約書面も受け取つていますので、中途解約を申し出していくべきです。「ルール」に従つて、まだ授業などのサービスを受けていない期間の分について返金してもらえますが、すでに使用した教材などの費用は負担しなければなりませんので、

2万円または1カ月分の授業料を必ずか低い金額と決められています。
*サービスの提供を受け始めると解約料の上限は、1万1千円です。

【事例2】は、浪人生だけを対象としたものなので、クーリング-offと中途解約の「ルール」は適用しません。この場合には、消費者者が法で定める違法な勧誘による取りしができないか、または民法の債不履行による契約解除ができるなどを検証しながら塾と交渉することになります。

困ったときや不安に思うことがあれば、お近くの消費生活相談窓口お問い合わせください。

■商工振興課☎内3336
県消費生活支援センター春日部
048・734・0999

市の消費生活相談は、月・火・水木曜日（祝日の場合はその翌日）午前10時から正午、午後1時から4時まで、市役所3階消費生活談室で行っています。

「
際のルール」
◎

学習塾と交渉する必要があります
また、学習塾に一定の解約料を
払う（返金額から差し引かれる）

図1.1日本一高品質健康保険料、介護保険料第6期までの納付です。税金の納付には、安全・確実・便利な日本版轉換を